

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年9月12日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 タウン403

所在地 新潟市秋葉区程島1882ほか

設置者 株式会社マックス開発

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

- ・株式会社北越ケーズ

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

- ・株式会社ハードオフコーポレーション ほか1者

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

- ・株式会社三喜

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後7時（年間120日間は午後7時30分）

- ・株式会社英進堂

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

・株式会社イザワ靴店 ほか1者

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(変更後)

・株式会社北越ケーズ ほか6者

変更なし

・株式会社銀座

開店時刻 午前7時

閉店時刻 午後9時

3 変更する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成24年5月3日(但し、軽微変更と認められた場合、その日以降)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成24年3月1日

4 変更する理由

小売業者の追加に伴い、施設の位置及び営業時間が一部変更になるため。

5 届出年月日

平成23年9月2日

6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市秋葉区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成23年9月12日から平成24年1月12日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp